

○大磯町シンボルマーク等使用要綱

平成元年7月1日
大磯町告示第23号

改正 平成4年3月31日 告示第6号

平成12年1月7日 告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町制施行100周年を記念して制定した大磯町シンボルマーク及びロゴタイプ（以下「シンボルマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用)

第2条 シンボルマーク等の使用は、町民の連帯意識や自然と調和した文化都市大磯町のイメージを高めるためにふさわしいものでなければならない。

(使用者の範囲)

第3条 シンボルマーク等を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 町内の公共機関
- (2) 町民
- (3) その他町長が適当と認める者

(使用手続)

第4条 シンボルマーク等を使用する者（以下「申請者」という。）は、大磯町シンボルマーク等使用申請書（第1号様式）を町長に提出し、許可を受けなければならない。

(使用許可)

第5条 町長は、前条の規定により申請を受けたときは、内容を審査し適当と認めたときは、大磯町シンボルマーク等使用許可書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(使用許可の取消し)

第6条 町長は、前条の規定により許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 使用許可条件に違反したとき。
- (2) 使用の申請に虚偽又は、不正があったとき。

(庁内使用)

第7条 庁内各課等が使用する場合は、大磯町シンボルマーク等使用届出書（第3号様式）に必要事項を記入し、シンボルマーク担当課長の承認を受けなければならない。なお、大磯町シンボルマーク等使用原則書（以下「原則書」という。）に使用の定めがない場合も同様とする。

一部改正〔平成4年告示6号・12年1号〕

(町章との関係)

第8条 町章は、表彰、証明、防災等公の立場が特に必要とされるもの（別表1）に使用し、これ以外のものについては、原則としてシンボルマークを使用するものとする。なお、町章とシンボルマークを併用する場合は、シンボルマーク担当課長の承認を得て使用するものとする。

一部改正〔平成4年告示6号・12年1号〕

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成4年3月31日告示第6号）

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年1月7日告示第1号）

この告示は、公表の日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

別表1 (第8条関係)

町 章 使 用 物

品 名	品 名
例規集	ポスター許可スタンプ
予算書	腕 章
決算書	帽 子
ネクタイピン・カフス (表彰用)	ヘルメット
表彰状	消防物品
辞令	境界石
印鑑証明カード	その他これらに準ずるもの
身分証明書	
町税吏員証	
納税通知書	
町 旗	
名誉町民章	
記 章	

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

大磯町シンボルマーク等使用申請書

大磯町長 殿

住 所

団体名

氏 名

印

次のとおり大磯町シンボルマーク等を使用したいので申請します。

1 使用目的

2 使用する物

名刺、ポスター、チラシ、パンフレット、図書類、スタンプ、ステッカー、

包装紙、封筒、その他（ ）

3 作成部（個）数

部（個）

4 配付先（使用施設）

5 使用方法（使用案を添付する。）

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

大磯町シンボルマーク等使用許可書

様

大磯町長

年 月 日付けで申請のありました大磯町シンボルマーク等の使用については、次の条件を付けて許可します。

- 1 大磯町シンボルマーク等の使用に当たっては、別添の使用原則書を基本とし、図形を崩したり、ロゴタイプを変えたりしないこと。
- 2 大磯町シンボルマークの色は、別添の使用原則書による色の指定を守ること。
- 3 大磯町シンボルマーク等の清刷を貸与するので、終了後返還すること。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

大磯町シンボルマーク等使用届出書

企画政策室長殿

各課等の長名

次のとおり大磯町シンボルマーク等を使用したいので届出ます。

1 使用目的

2 使用する物

名刺、ポスター、チラシ、パンフレット、図書類、スタンプ、ステッカー、
包装紙、封筒、その他（ ）

3 作成部（個）数

部（個）

4 配付先（使用施設）

5 使用方法（使用案を添付する。）

一部改正〔平成4年告示6号〕